

朝霞市下水道ストックマネジメント計画

朝霞市上下水道部 下水道課

策定 令和2年 2月

改定 令和2年 5月

① スtockマネジメント実施の基本方針

朝霞市公共下水道事業は、荒川右岸流域下水道に属する下水道事業である。荒川右岸処理区に該当し、流域関連朝霞公共下水道として下水の処理が実施されている。平成28年度末時点で汚水管路約232km、雨水管路約210km、汚水中継ポンプ場1箇所のストックを有しており、次に示す基本方針で保全を行う。

【状態監視保全】 … 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能な施設を対象とする。

※ 状態監視保全とは、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】 … 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※ 時間計画保全とは、施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】 … 機能上、影響が小さい等、重要度が低い施設を対象とする。

※ 事後保全とは、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考) スtockマネジメントの実施にあたっての施設の管理区分の設定方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管きよ	1回/5年で点検を実施 点検で異常を確認した場合には、調査を実施	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	主要な管きよで腐食のおそれの大きい箇所
管きよ	1回/8年で点検を実施 1回/26年で調査を実施	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	上記以外の主要な管きよ
管きよ	1回/25年で点検を実施 点検で異常を確認した場合には、調査を実施	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	上記以外の管きよ

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
沈砂池設備	概ね5～10年の頻度で池解放点検、視覚調査を実施	健全度 2 以下で改築を実施	
汚水ポンプ設備	概ね5～10年の頻度で分解点検、視覚調査を実施	健全度 2 以下で改築を実施	
屋根防水	概ね5～10年の頻度で視覚調査を実施	健全度 2 以下で改築を実施	
外装仕上、外部建具	概ね5～10年の頻度で視覚調査を実施	健全度 2 以下で改築を実施	
躯体	概ね10～20年の頻度で視覚調査、はつり調査を実施	健全度 2 以下で改築を実施	

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
管きよ	標準耐用年数(50年)	圧送管きよ、伏越し

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

施設名称	目標耐用年数	備考
受変電設備 1	標準耐用年数 (15年) の 1.5 倍 (22.5年)	柱上開閉器
受変電設備 2	標準耐用年数 (20年) の 1.5 倍 (30年)	遮断器盤
自家発電設備	標準耐用年数 (15年) の 1.5 倍 (22.5年)	
制御電源及び計装用電源設備	標準耐用年数 (10年) の 1.5 倍 (15年)	
計装設備	標準耐用年数 (10年) の 1.5 倍 (15年)	
監視制御設備	標準耐用年数 (10年) の 1.5 倍 (15年)	
負荷設備	標準耐用年数 (15年) の 1.5 倍 (22.5年)	

備考)

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

朝霞市は事後保全とする施設はありません。

【管きよ施設】

…

—

【汚水・雨水ポンプ施設】

…

—

【水処理施設】

…

—

【汚泥処理施設】

…

—

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和2年度 ～ 令和6年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区 の名称	合流・汚水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象延長 (m)	概算 費用 (百万円)	備考
黒目第2処理分区 ほか4処理分区	汚水	管きよ	S57 ～H8	23 ～37	277.40	122.25	設計費込み ①特殊環境
-	-	-	-	-	-	-	-
合計					277.40	122.25	

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ ポンプ場等 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	設置 年度	供用 年数	施設能力	概算 費用 (百万円)	備考
合計							

備考1) 改築を実施する施設のうち、② 1)において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考3) 「下水道施設の改築について（平成28年4月1日 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
- ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑥ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑦ 合流式下水道を改善する場合

備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計において効率的な手法を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象期間
856 百万円/年	概ね 100 年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。